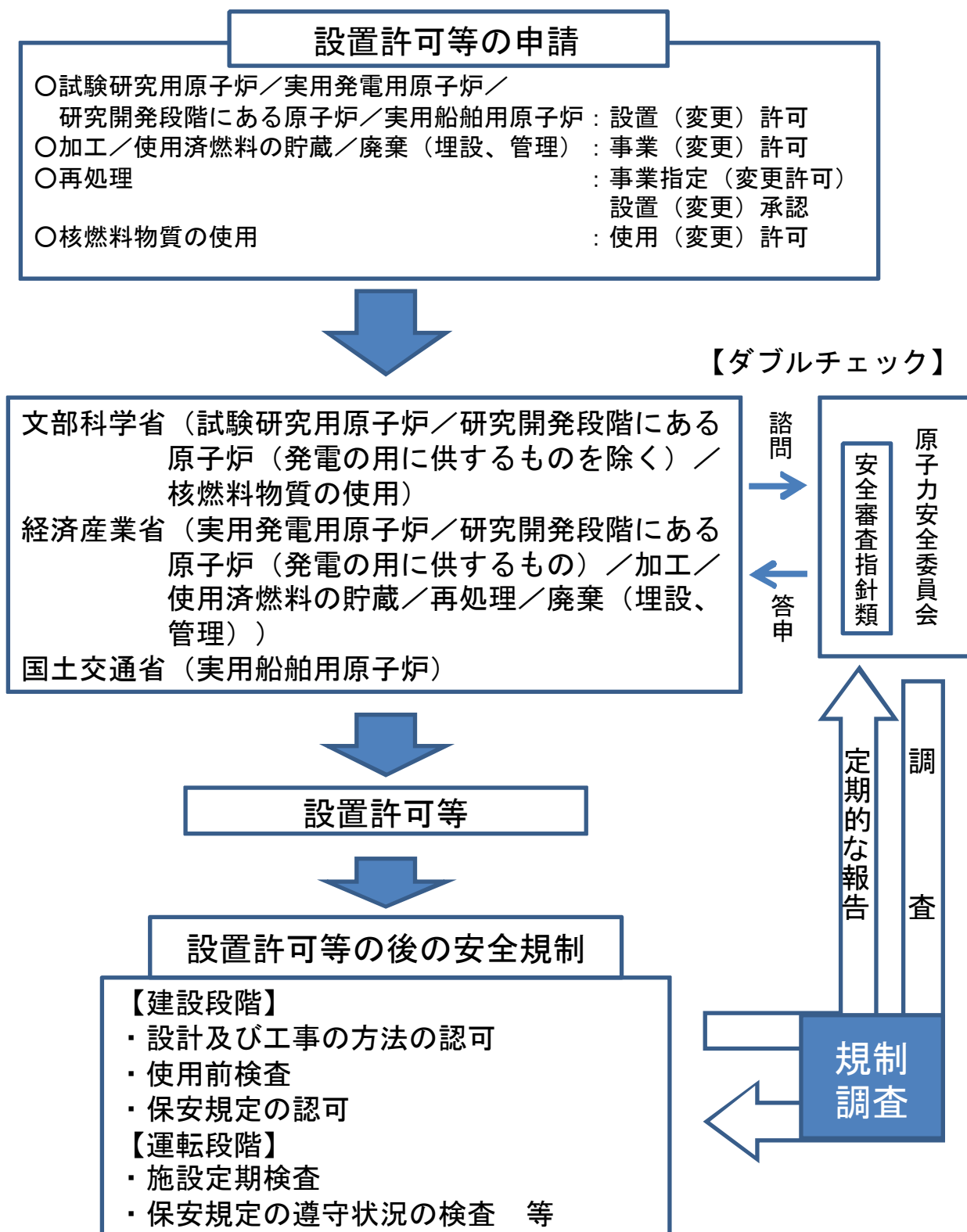


原子力安全規制に関する規制機関



* ダブルチェック：

原子力施設（核燃料物質等の使用施設は除く。）を設置しようとする者に対して、国が設置許可等（変更許可を含む。）を行う際に、あらかじめ、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かなければならないことが原子炉等規制法に定められている。

原子力安全規制の体系

○原子力安全規制に関する規制機関〔設置法を基に整理〕

- 経済産業省原子力安全・保安院
 - ：エネルギーとしての利用に関する原子力の安全確保に関すること等
 - 原子力発電所、加工施設、再処理施設、廃棄施設等の規制
- 文部科学省
 - ：原子力の安全確保のうち科学技術に関すること、放射線障害防止に関すること等
 - 試験研究用原子炉施設、核物質の使用施設等の規制
- 国土交通省
 - ：実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること、船舶による危険物等の運送等に関すること等
 - 実用船用原子炉、核燃料物質等の輸送等の規制
- 内閣府原子力安全委員会
 - ：原子力の安全確保のための政策に関すること、原子力の安全確保のための規制に関すること等
 - （経産省や文科省が行った安全審査のダブルチェック等）

○原子力安全規制に関する法令

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
 - 核燃料物質（ウラン、プルトニウム等）等を利用する原子炉施設（原子力発電所）、加工事業、再処理事業、廃棄事業等に関する規制
 - 〔所管：経済産業省、文部科学省、国土交通省〕
- 電気事業法
 - 電気工作物（原子力発電所、火力・水力発電所等）に関する規制
 - 〔所管：経済産業省〕
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
 - 放射性同位元素（りん、コバルト等）や放射線発生装置に関する規制
 - 〔所管：文部科学省〕

○実用発電用原子炉施設に関する基準等

- 基本設計の段階（設置許可の段階）の施設の基準
 - 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針〔原子力安全委員会決定〕
 - 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針〔原子力安全委員会決定〕 等
- 詳細設計の段階（工事計画認可の段階）以降の施設の基準
 - 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令〔所管：経済産業省〕 等
- 運転のための規制
 - 原子炉等規制法に基づき、原子炉施設の運転や保全等に関する保安のための措置を講じることが義務づけられ、その具体的な実施方法に関し、実用炉規則で要求された内容を記載した保安規定として認可、事業者はその遵守を義務づけ

実用発電用原子炉に対する規制フロー

電力事業者

原子力安全・保安院

原子炉設置許可段階

原子炉設置許可申請
炉規法第23条

安全審査

炉規法第24条
原子力安全委員会への諮問

原子力安全委員会

原子力安全委員会からの答申

炉規法第23条

原子炉設置許可

技術基準適合性の確保

保安の確保

建設段階

工事計画認可申請

工事計画認可 電事法第47条

着工

溶接安全管理審査 電事法第52条

使用前検査 電事法第49条

運転段階

保安規定認可申請

保安規定認可 炉規法第37条

運転開始

保安規定遵守義務

保安検査 炉規法第37条

定期事業者検査

定期安全管理審査・評定 電事法第55条

定期検査 電事法第54条

廃止措置段階

廃止措置計画認可申請

廃止措置計画認可

炉規法第43条の3の2

廃止措置終了確認申請

廃止措置終了確認
→ 原子炉設置許可の失効

炉規法第43条の3の2

技術基準適合維持義務

電事法第39条

技術基準適合命令 電事法第40条

保安措置義務 炉規法第35条

措置命令 炉規法第36条

緊急時

命令(炉規法第64条)

報告徴収(炉規法第67条)

緊急時の措置

措置命令

報告

：原子炉等規制法による規制

：電気事業法による規制